平成 29 年度(29 年 4月 ～ 30 年 3月) 安全衛生管理計画書

会 社 名　株式会社 大石建設

代表者名　大石 良治

29 年 4 月 1 日 作成

安全衛生方針	見直せ！いつもの作業・いつもの安全。なくそう繰返し型事故

特定した危険・有害要因 → 特定した危険・有害要因に対しての実施事項(除去又は低減策)
・作業手順通りの実施が不十分　→職長による作業手順の指導と作業員全員の理解度を確認する ・着手前の危険ヶ所特定の未実施　→現地KY・リスクアセスメントを利用し、危険要因の特定・低減の強化

安全衛生目標	KY活動の全員参加と作業別現地KYを併用し、作業手順の理解とリスクの低減を図る

安全衛生計画

重点施策	実施事項	管理目標(管理点)	実施担当	実施スケジュールと評価スケジュール 4月～6月	7月～9月	10月～11月	1月～3月	実施上の留意点
墜落転倒災害の防止	1.作業主任者の選任及び作業の直接指揮、監督の徹底 2.墜落の恐れがある作業所では親綱を先行設置し、安全帯を使用する 3.作業床の端、開口部等には墜落防護施設 の設置を徹底する 4.可搬式作業台等からの墜落防止措置の徹底	無事故無災害	宮下 修	←	―	―	→	従業員全員に対する周知徹底の確認
飛来物落下災害の防止	1.足場組立、解体等の作業を行う場合には、作業区域内の関係者以外の立入禁止措置をする。 2.足場等の高所には、落ちやすい物等は置かない。仮置きの必要がある時は、結束するか、箱、袋等に収納する 3.クレーンの玉掛作業は、有資格者が行い、用具はその日の作業開始前に点検者を指名して的確な点検を行わせる。 4.玉掛け作業の3・3・3運動を確実に実践する。	無事故無災害	宮下 修	←	―	―	→	従業員全員に対する周知徹底の確認
建設機械災害の防止 ダンプ車輌災害の防止 通勤交通災害の防止	1.建設機械の運転業務は、有資格者に運転させる。資格証を確実に携帯する。 2.建設機械、ダンプ車両等の作業場所、旋回範囲内運行経路等は関係者以外の立入禁止の措置を講じる。作業員がやむを得ず接近作業をする時は、監視者を配置し接触災害を防止する。 3.クレーン、重機等は転倒防止の十分な足場養生を徹底する 4.路面に適した運転・スピードダウンの実行	無事故無災害	宮下 修	←	―	―	→	従業員全員に対する周知徹底の確認
安全衛生教育の実施	1.雇入れ時、送り出し、作業変更の教育 2.職長・安全衛生責任者教育の実施 3.技能講習の派遣実施及び特別教育の自社実施の常態化	随時 年1回 随時	尾崎 豪一					作業員が積極的参加するよう指導を行う

作業所共通の重点施策・実施事項

重点対策	実施事項	重点対策	実施事項
墜落転落災害の防止	親綱・安全帯の使用徹底	クレーン災害の防止	アウトリガーの地盤強度確認
	作業手順の周知、遵守		吊金具・ワイヤー等の始業前点検
	KY活動による危険要因の洗い出し		333運動の実施
車輌系建設機械災害の防止	作業半径内の立入禁止	交通災害の防止	天候・路面状況に適した運転
	安全作業区画の設置		ゆとりある時間設定
	作業前計画の全員周知		スピードダウンの実施

安全衛生行事

4月	・安全協力会総会(/1)・社内安全パトロール	10月	・全国衛生週間(/1～/7)・社内安全パトロール
5月	・社内安全パトロール	11月	・社内安全パトロール
6月	・全国安全週間準備期間(/1～/30)・社内安全パトロール	12月	・年末年始労働災害防止期間(12/1～1/15)・社内安全パトロール
7月	・全国安全週間(/1～/7) ・熱中病予防月間・社内安全パトロール	1月	・職長教育、特別教育開催(1月～3月)・社内安全パトロール
8月	・熱中症予防月間・社内安全パトロール	2月	・岩田地崎建設株式会社安全協力会定時総会参加・社内安全パトロール
9月	・全国衛生週間準備期間(/1～/30)・社内安全パトロール	3月	・定期健康診断・年度末労働災害防止強調月間(/1～/31)・社内安全パトロール

安全衛生管理体制

管理者区分	役職名	氏名
安全衛生担当役員	代表取締役	大石 良治
雇用管理責任者	取締役副社長	尾崎 豪一
総括安全衛生管理者	代表取締役	大石 良治
安全管理者	工事部部長	山﨑 康洋
衛生管理者	工事部部長	山﨑 康洋
安全衛生推進者	労務安全課係長	宮下 修
工事担当責任者	各部部長	

＜摘要＞
- ・常時100人以上の労働者を使用するとき → 総括安全衛生管理者を選任
- ・常時50人以上の労働者を使用するとき → 安全管理者、衛生管理者、産業医を選任
- ・常時10人以上50人未満の労働者を使用するとき → 安全衛生推進者(又は衛生推進者)を選任

特記事項	